入札公告

次のとおり、国有林の立木販売と当該伐採跡地における造林事業請負を一括して 一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

令和7年11月10日

分任契約担当官 三八上北森林管理署長 古川 繁樹 分任支出負担行為担当官 三八上北森林管理署長 古川 繁樹

1 立木販売と造林事業請負の概要

入札番号第 1 号

(1) 立木販売

伐採箇所 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮

字尾駮第一国有林 2203 林班は5小班外1

伐 採 種 皆伐

伐採面積 2.32ha

立木材積 1,494.45m3

別紙「公売物件明細書(立木)」のとおり

現地案内 別紙「現地案内書」のとおり

(2) 造林事業請負

事 業 名 造林事業請負 (六ヶ所地区機械地拵・植付)

作業場所 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮

字尾駮第一国有林 2203 林班は5小班外1

上記(1)の伐採跡地

事業内容 機械地拵・植付 2.32ha

(3) 履行期限等

立木販売物件の搬出期間 引渡しの日から令和8年10月30日 造林事業請負の履行期間 契約締結の翌日から令和8年10月30日

2 競争参加資格

本事業の入札に参加出来る者は、次の立木販売及び造林事業請負に示す全てに該当する者とします。

(1) 立木販売

最寄りの森林管理局長から「一般競争参加資格確認通知書」の交付を受けた者であること。

(2) 造林事業請負

ア 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。) 第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 令和 07・08・09 年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格の「役務の提供等(その他)」)を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加者の資格に関する公示(令和7年1月31日)によって決定された等級が本事業に対応している者は、自己の等級より下位への入札及び自己の等級より上位への入札に参加できる。

なお、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第5条第3項に基づく認定を受けている事業主(以下「認定事業主」という。)が直近上位より上位に入札する場合、認定事業主以外が上位に入札する場合は、発注対象事業と同程度の期間で対象等級と同規模の事業実績(国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として、完成、引き渡しが完了した事業実績)を有している者であること。

なお、この事業の等級は、C等級である。

(参考) 造林の等級区分(資格:役務の提供等(その他))

等級	競争参加者(数値)
Α	75点以上
В	55点以上75点未満
С	40点以上55点未満
D	40点未満

- ウ 共同事業体にあっては、次の全ての要件を満たすものであること。
 - (ア)協定書に基づき結成された共同事業体であること。
 - (イ) 競争制限とはならない共同事業体であること。
 - (ウ) 構成員の全てが、全省庁統一資格の「役務の提供等(その他)」の 資格を有すること。
 - (エ) 共同事業体が入札する事業に、構成員が入札を行わないこと。
 - (オ)共同事業体の等級は代表者の等級とし、(2)イに定める等級であること。

(代表者が認定事業主である場合は、(2) イのなお書きで読み替え 適用する等級であること。)

エ 令和 07・08・09 年度全省庁統一資格の競争参加を希望する地域において 、「東北」を選択している者であること。

(共同事業体にあっては、構成員の全てが「東北」を選択している者であること。)

オ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再 生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(「競争参加者の資 格に関する公示」(令和6年3月29日)9(2)に規定する手続きをした 者を除く。)でないこと。

カ 平成22年4月1日以降(過去15年間(事業年度は含まない))に、入 札公告の事業又は同種の事業を完了した実績(国有林野事業の発注以外の 事業を含み、元請・下請として、完成、引き渡しが完了した事業実績)が ある者とする。

なお、同種の事業とは地拵、植付、下刈、除伐、除伐Ⅱ類、つる切り、本数調整伐A(除伐Ⅱ類事業)、公園等における樹木の植栽又は草の刈払いとする。

ただし、発注対象事業より下位の等級に格付けされた認定事業主が直近上位より上位に入札する場合、認定事業主以外が上位に入札する場合は、発注対象事業と同程度の期間で平成22年4月1日以降(過去15年間(事業年度含まない))に対象等級と同規模の事業を完了した実績(国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として、完成、引き渡しが完了した事業実績)がある者とする。

また、事業年度の前年度及び前々年度の2年間に、入札公告の事業及び 同種の事業について、事業成績評定通知書を受けた者は、入札しようとす る者の2年間の契約毎の評定点の合計を契約件数で除した平均点が 65 点 以上であること。

キ 配置を予定する技術者にあっては、入札参加者が直接雇用しており、技術者の資格(次に掲げる(ア)から(ケ)まで)を有していること。

技術者の資格とは、以下のとおり

- (7) 技術士(林業、森林土木、林産)
- (1) 林業技士(林業経営、林業機械、森林土木、森林評価)
- (ウ) グリーンマイスター(基幹林業技能士)
- (エ) グリーンワーカー (林業技能作業士)
- (オ) ニューグリーンマイスター (基幹林業作業士)
- (カ) フォレストマネージャー
- (キ) フォレストリーダー
- (ク) フォレストワーカー (林業作業士)
- (ケ) 青年林業士

なお、上記の資格を有しない場合、平成22年4月1日以降(過去15年間(事業年度は含まない))に入札公告の事業又は同種の事業(国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として、完成、引き渡しが完了した同種事業に従事した代表的なもの(事業規模の大きいもの)のうち次の優先順位(ア現場代理人として経験した事業、イ現場代理人以外で経験した事業。)に基づく1件)に3年以上従事している者であること。

- ク 労働安全衛生規則等に基づき必要とされる下記資格保有者を配置出来る こと。
 - ① チェンソーを使用する作業
 - (7) 改正前労働安全衛生規則第36条第8号又は第8号の2特別教育の修 了者については、伐木等の業務(基発第0214第9号第2の1特別教育 (補講)) を受講済者であること。
 - (4) 改正後労働安全衛生規則第36条第8号修了者であること。
 - ② 刈払機を使用する作業

「林業における刈払機使用に係る安全作業指針」の周知徹底について(昭和 60年2月19日付け基発第90号厚生労働省通達)に基づく刈払機を使用できる者であること。

- ケ 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)、競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、東北森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」(平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。
- コ 以下に定める届出をしている事業者であること。 (届出の義務がない者は除く。)
 - 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - ・ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- サ 上記1(1)及び(2)に示した事業に係る条件調査等の受託者又は当該 受託者と資本若しくは人事面において関連がある業者でないこと。 なお、本事業に係る条件調査等の受託者は該当無しである。
- シ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。 (入札説明書参照)
- ス 当該事業に係る申請書及び資料が適正であること。 その記載内容が適正でない場合又は未提出の場合は入札参加を認めない。
- セ 当該事業の入札説明書及び見積りに必要な図書等を発注者の指定する方 法での交付を受けていない者は、入札参加を認めない。
- ソ 農林水産省発注事業等からの暴力団排除の推進について(平成20年3月31日付け19東経第178号局長通知)に基づき、警察当局から当局長(署長、支署長含む。)に対し、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- タ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け」(令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知)に沿って、作業の安全対策に取り組んでいること。(規範の内容に相当する既存の取組を含む。)

注:「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業) 事業者向け」及び「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別 規範:林業)事業者向け解説資料」は、林野庁ホームページに掲載。

(http://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkihan.html)

(1) 本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、(2)に掲げるところに従い、申請書及び(3)の資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、共同事業体についても同様に申請書及び資料(様式2~様式4については共同事業体の構成員が受注した同種の事業及び技術者、従事予定者とする)を提出するほか、協定書を提出し確認を受けるものとする。

(2) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間:令和7年11月11日(火)から令和7年11月25日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前9時00分から午後5時00分まで(正午から午後1時までを除く。)

なお、郵送の場合は令和7年11月25日(火)午後5時00分までに必着 とする。

イ 場 所:〒034-0082

青森県十和田市西二番町 1 - 27 三八上北森林管理署 総務グループ 電話 0176-23-3551

- ウ 提出方法:入札説明書に示す様式により、3の(2)のイの場所に代表者 又はそれに代わる者が持参するか若しくは郵送により提出す るものとし、電送によるものは受け付けない。
- (3) 資料の内容
 - (ア) 全省庁統一資格

全省庁統一資格の資格確認通知書の写し

- (イ) 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく都道府県知事の認定 認定事業主である場合は認定書の写し
- (ウ) 事業実績

同種の事業に係る発注対象事業より下位の等級に対応する等級に格付けされた者である場合及び認定事業主で直近上位より上位に入札する者である場合は、発注対象事業と同程度の期間で対象等級と同規模の事業に係る実績

(エ) 配置予定の技術者及び従事予定者の資格等

配置予定の技術者及び従事予定者の資格、経歴、同種の事業に係る経歴等(複数の者でも可とし、経験については、元請・下請として、完成引き渡しが完了した同種事業に従事した代表的なもの(事業規模の大きいもの)のうち次の優先順位((1)現場代理人として経験した事業、

- (2) 現場代理人以外で経験した事業。) に基づく1件をそれぞれ記載すること。)
- (オ) 事業成績評定書の通知

事業年度の前年度及び前々年度の2年間に、入札公告の事業及び同種の事業について、契約を実施した署等から通知された全ての事業成績評定通知書の写し

- (力) 一般競争参加資格
 - 一般競争参加資格確認通知書の写し
- (4) 3の(2)アに規定する期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加できない。
- 4 入札手続き等
 - (1) 担当部署

〒034-0082

青森県十和田市西二番町 1 -27 三八上北森林管理署 総務グループ 電話 0176-23-3551

- (2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法
 - ア 交付期間:令和7年11月10日(月)から令和7年12月16日(火) まで(休日等を除く。)の午前8時30分から午後5時00分 まで(正午から午後1時までを除く)。
 - イ 交付場所: 〒034-0082

青森県十和田市西二番町 1 - 27 三八上北森林管理署 総務グループ 電話 0176-23-3551

- ウ 交付方法:上記ア及びイにおいて、無償で交付する。なお、郵送を希望 する場合は、希望者の負担により交付するので、上記4の(1) に申し出ること。
- (3) 入札の方法並びに入札及び開札の日時及び場所 入札書には、立木の買受け見積金額と造林事業請負見積金額のと差額の消 費税抜きの金額を入札金額として記載すること。また、「国へ納付します。」 「国から支払いを受けます。」のどちらかを明確にすること。
 - ア 入札及び開札の日時

開札日時は令和7年12月17日(水)午後2時45分 入札受付は令和7年12月17日(水)午後2時30分(受付開始) 入札締切は令和7年12月17日(水)午後2時45分(開札時刻)までとする。

ただし、郵送により入札書を提出する場合は、令和7年12月16日(火) 午後5時00分までに必着とする。入札書の日付は令和7年12月17日とする。

イ 入札及び開札場所

〒034-0082 青森県十和田市西二番町 1 - 27 三八上北森林管理署 会議室

ウ 入札書の提出方法

入札は、所定の様式(競争契約入札心得に定める)による入札書を直接に 又は郵便(書留郵便に限る。)により提出するものとし、電送、その他の方 法による入札は認めない。

なお、郵便入札した者は、再入札には参加できない。

エ 入札の執行に先立ち、分任支出負担行為担当官が競争参加資格があることを確認した旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を提出すること。

5 その他

- (1) 入札において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金を免除する。
 - イ 契約保証金を免除する(前払金の規定を適用する場合は、契約保証 金を求めることとする)。
- (3) 入札の無効

本公告による競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

落札者の決定は競争参加資格の確認がなされた者の中で、予決令第 79 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、価格その他の条 件が国にとって最も有利な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち価格その他の条件が国にとって最も有利な入札した者を落札者とすることがある。

(5) 素材生産事業請負及び造林事業請負の積算内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した積 算内訳書を所定の様式(競争契約入札心得に定める)により提出する。

なお、入札の際に積算内訳書が未提出又は提出された積算内訳書が未記入 である等不備がある場合は、当該積算内訳書の提出業者の入札を無効とする ことがある。

また、提出された積算内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

(6) 配置予定技術者(現場代理人)の確認

配置予定技術者が種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定技術者の変更は認められない。

(7) 契約書作成の要否

要。

契約書に記載する立木等の販売金額と造林作業の請負金額の決定については、契約の相手方決定後ただちに相手方からそれぞれの消費税額を加算した立木等の買受金額と造林作業の請負金額について、別添に定める「立

木等買受金額および造林作業請負金額内訳書」を提出させ、これに対し森 林管理署長が承認することにより決定するものとする。

なお、契約は森林管理署長承認する金額をもって行うこととする。

- (8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4の(1)に同じ。
- (9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2の(1)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も3により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、入札当日の締め切り前に2の(1)の資格の認定を受け、かつ、分任支出負担行為担当官による競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(10) 詳細は入札説明書による。

本公告に係る事業請負契約における契約約款は、こちらからダウンロードしてください。

国有林野事業林産物売買契約約款

国有林野事業造林請負事業契約約款

(https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/manyual/i
ndex.html)

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の 交付日は本公告日とすることとしますのでご承知おきください。

国有林野事業における造林事業を請負契約に付する際の予定価格については、「造林事業請負予定価格積算要領」に基づき算定の上、決定しています。詳細については、林野庁ホームページをご覧下さい。

造林事業**請負予定**価格積算要領

(http://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/zourin/nyusatu.html)

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページ

(http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/index.html)

公 売 物 件 明 細 書(立 木)

物件番号	1 (合算)	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	尾駮第 1 国有林	1. 本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみ			一般材	径級			及 別		***	数		計		均
初针別红地	2203は5 林小班外	に極印を押印し立木に白色チョーク等で表示して いる。 また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはな	樹種	種 類	一般材 低質材 別	10cm	12cm	22cm	32cm	42cm	52cm	62cm	本数	材積	径級	樹高
調査方法	標準地	らない。				以下	~20	~30	~40	~50	~60	以上	(本)	(m3)	(cm)	(m)
伐採方法	皆伐	2. 2203は5は保安林であるため、搬出等にあっ ては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ	スギ	生立木	一般材		614	748	464	190	16		2, 032	1, 353. 76		
面積(ha)	2. 3200	着手できないので、買受人は事前に作業計画書を 森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。	スギ	生立木	低質材	30	48						78	6. 95		
林齢(年)	67 · 71	また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び 売払物件区域外の保安林に係る場合も同様とする。														
搬出期間	令和8年10月30日	3. 本売払い物件の伐採搬出にあたり沢を渡る場合に、														
契約関係	_	河川の水質を汚濁しないよう防止措置を講ずるこ と。	N計			30	662	748	464	190	16		2, 110	1, 360. 71		
民収分納入方法	_	4. 搬出等に当たって、林道等を破損した場合は買受 者の責において修繕していただきます。	他L	生立木	低質材	195	447	60	32	16			750	133. 74		
		 5. 本売払い物件及び搬出予定地等は、民有地に接し														
法令制限、その	他留意事項	ているため、事業実行の際には境界標等工作物を 損傷してはならない。														
保安林	水源かん養	また、民有地に損害を与えてはならない。														
自然公園	_	6. 本物件は、混合契約の対象であり、令和8年10月30 日までに地拵及び植付を行うこと。														
砂防指定	_															
車両制限	_															
民地借用	_															
延納	_															
			L計			195	447	60	32	16			750	133. 74		<u> </u>
			N·L計			225	1, 109	808	496	206	16		2,860	1, 494. 45		

公 売 物 件 明 細 書(立 木)

物件番号	1 – 1	特記事項			(-11-		要樹種	径級別	本数及で	び総材和	責、平均	匀径級				
### /## ==C-+z- u a	尾駮第1 国有林	合算明細書参照			ńп.+-	径	ξ.	級	別	本	Ž	数		計	平	均
物件所在地	2203は5		樹種	種 類	一般材 低質材 別	10cm	12cm	22cm	32cm	42cm	52cm	62cm	本数	材積	径級	樹高
調査方法	標準地				70'0	以下	~20	~30		~50		以上	(本)	(m3)	(cm)	(m)
伐採方法	皆伐		スギ	生立木	一般材		48	32					272	404. 01	38	24
面積(ha)	0.8200		スギ	生立木	低質材		48						48	6. 06	16	10
林齢 (年)	71															
搬出期間	令和8年10月30日															
契約関係	_		N計				96	32	16	160	16		320	410.07		
民収分納入方法	_		他L	生立木	低質材	16			32	16			64	45. 78	34	16
法令制限、その	他留意事項															
保安林	水源かん養															
自然公園	_															
砂防指定	_															
車両制限	_															
民地借用	_															
延納	_															
			L計			16			32	16			64	45. 78		<u> </u>
			N·L計			16	96	32	48	176	16		384	455. 85		

公 売 物 件 明 細 書(立 木)

物件番号	1 - 2	カール 170 FT 特記事項			(1/.	主	要樹種	径級別々	本数及で	び総材和	青、平5	匀径級				
MALL EL A	尾駮第1													-1.		
物件所任地	国有林 2206い3		樹種	種 類	一般材 低質材	径	1	級	別	本		数	本数	計 材積		均樹高
3H + 1- 1/4			7四 7里	1至 块	別	10cm	12cm	22cm	32cm	42cm	52cm	62cm				
調査方法	標準地					以下	~20	~30	~40			以上	(本)	(m3)	(cm)	(m)
伐採方法	皆伐		スギ	生立木	一般材		566	716	448	30			1,760	949. 75	26	19
面積(ha)	1.5000		スギ	生立木	低質材	30							30	0.89	10	6
林齢(年)	67															
搬出期間	令和8年10月30日															
契約関係	_		N計			30	566	716	448	30			1, 790	950.64		
民収分納入方法	_		他L	生立木	低質材	179	447	60					686	87. 96	14	15
法令制限、その	他留意事項															
保安林	_															
自然公園	_															
砂防指定	_															
車両制限	_															
民地借用	_															
延納	_															
			L計			179	447	60					686	87. 96		
			N·L計			209	1,013	776	448	30			2, 476	1, 038. 60		

現地案内書

売払番号	案内年月日	集合時間	集合場所	案内者
第1号	11月20日 (木)	10:00		首席森林官(六ヶ所・室ノ久保担当区) 業務グループ(経営担当)ほか